

令和7年12月3日

地域振興部文化観光課

江東公会堂の改修工事に伴う利用料金改定について

1 施設名

江東公会堂（ティアラこうとう）（東京都江東区住吉二丁目28番36号）

2 利用料金改定理由

江東公会堂の改修工事に伴い、部屋の面積変更による料金改定や新設による料金設定等を行う。既存施設の大規模改修による一部料金改定のため、現行の利用料金を基本とし、同一施設及び類似施設との均衡を踏まえた利用料金設定を行う。

3 改定内容

No.	部屋	区分		利用料金(円)	内容
1	オープンスタジオ ※新設の控室含む	平日	1日	51,800	・面積減少に伴う料金減額改定 (m ² 単価変更なし) ・全面による貸し出しのみへ変更 ・名称変更（旧大会議室）
		土日休		63,300	
2	プレイルーム	-	1日	12,050	名称変更（旧特別会議室）
3	第2練習室	-	2時間	2,900	・名称変更（旧第2練習室及び第4練習室） ・第2練習室個別の金額を明記
4	第4練習室	-	2時間	2,000	・施設の利用料金に含めていた器具利用料金を別途徴収へ変更 ・器具利用料金の別途徴収による料金減額改定
5	会議室	半面	1日	10,050	・全面料金区分の新規追加 ・名称変更（旧中会議室）
		全面		20,100	
6	特別室	-	1日	6,050	新規設置

4 施行予定日

令和8年4月1日

5 江東区江東公会堂条例の改正

江東区江東公会堂条例改正案を令和8年第1回区議会定例会に提出する。